

社会福祉法人たちばな会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- イ 障害者支援施設の経営
- ロ 養護老人ホームの経営
- ハ 婦人保護施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

- イ 幼保連携型認定こども園の経営
- ロ 放課後児童健全育成事業の経営
- ハ 一時預り事業の経営
- ニ 障害福祉サービス事業の経営
- ホ 相談支援事業（一般、特定、障害児）の経営
- ヘ 移動支援事業の経営
- ト 地域活動支援センターの経営
- チ 老人居宅介護等事業の経営
- リ 老人デイサービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人たちばな会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともにその提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲2147番地に置く。

第2章 評議員

第5条 この法人に評議員 7名を置く。

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期を満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が168,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、

評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席者から選任された評議員 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任に

より退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員 の 解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任 の 免除)

第 22 条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 23 条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対して賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該非業務執行理事等が当該年度に受領した報酬の総額と社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字六本谷甲1306番地所在の木造セメント瓦葺平家建たちばなこども園物置1棟 床面積85.82㎡

- (2) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字七本谷甲 1354 番地 1 所在の鉄骨造セメント瓦葺平家建 たちばなこども園園舎 2 棟 床面積 517.38 m²
- (3) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字七本谷甲 1354 番地 1 所在の木造重鉛メッキ鋼板葺平家建 たちばなこども園園舎 1 棟 床面積 14.34 m²
- (4) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字七本谷甲 1354 番地 1 所在の木造スレート葺平家建 たちばなこども園園舎 1 棟 床面積 16.20 m²
- (5) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字七本谷甲 1354 番地 1 所在の木造セメント瓦葺平家建 たちばなこども園物置 1 棟 床面積 19.94 m²
- (6) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1367 番地 1・甲 1363 番地 2・甲 1382 番地・甲 1368 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺渡廊下付 2 階建 たちばな学園園舎 2 棟 1 階床面積 430.36 m² 2 階床面積 1,211.22 m²
- (7) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1367 番地 1・甲 1363 番地 2・甲 1382 番地・甲 1368 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根ルーフィング葺平家建 たちばな学園園舎 1 棟 床面積 838.40 m²
- (8) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1367 番地 1・甲 1363 番地 2・甲 1382 番地・甲 1368 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 たちばな学園機械室 1 棟 床面積 33.75 m²
- (9) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1367 番地 1・甲 1363 番地 2・甲 1382 番地・甲 1368 番地 1 所在の木造スレート葺 2 階建 たちばな学園寄宿舎集会所 1 棟 1 階床面積 101.82 m² 2 階床面積 34.78 m²
- (10) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1367 番地 1・甲 1363 番地 2・甲 1382 番地・甲 1368 番地 1 所在の木造瓦葺 2 階建 たちばな学園作業所 1 棟 1 階床面積 96.88 m² 2 階床面積 114.25 m²
- (11) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字菰牟田甲 2831 番地所在の木造セメント瓦葺平家建 たちばな学園建物 1 棟 床面積 78.40 m²
- (12) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1364 番地・甲 1363 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建 かがやきの丘建物 1 棟 床面積 772.50 m²
- (13) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字菰牟田甲 2818 番地 1・甲 2831 番地所在の木造スレート葺 2 階建 グループホームこむたハイツ建物 1 棟 1 階床面積 66.24 m² 2 階床面積 57.96 m²
- (14) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字三ヶ崎乙 3928 番地・乙 3923 番地 3 所在の木造スレート葺平家建 グループホームみさきハイツ建物 1 棟 床面積 98.09 m²
- (15) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字三ヶ崎乙 3929 番地 2 所在の木造スレート葺平家建 グループホームみかざきハイツ建物 1 棟 床面積 169.80 m²
- (16) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1367 番地 1・甲 1363 番地 2・甲 1382 番地・甲 1368 番地 1 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺 2 階建 たちばな学園作業

- 所・物置 1 棟 1 階床面積 57.50 m² 2 階床面積 74.75 m²
- (17) 佐賀県鹿島市重ノ木字中川角乙 3100 番地 2 所在の木造セメント瓦葺 2 階建 建物 1 棟 1 階床面積 171.41 m² 2 階床面積 165.64 m²
- (18) 佐賀県鹿島市大字高津原字四本松 5046 番地・5047 番地・5048 番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 建物 1 棟 床面積 157.45 m²
- (19) 佐賀県鹿島市大字高津原字四本松 5046 番地・5047 番地・5048 番地所在の木造瓦葺平家建 建物 1 棟 床面積 34.78 m²
- (20) 佐賀県杵島郡白石町大字深浦字平ノ前 1711 番地 5 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 建物 1 棟 床面積 58.22 m²
- (21) 佐賀県小城市牛津町上砥川字四本松 496 番地 5・496 番地 25 所在の木造瓦葺平家建 建物 1 棟 床面積 99.37 m²
- (22) 佐賀県小城市牛津町上砥川字四本松 496 番地 5・496 番地 25 所在の木造瓦葺 2 階建 建物 1 棟 1 階床面積 45.54 m² 2 階床面積 45.54 m²
- (23) 佐賀県伊万里市大川内町字五本椿一丙 1956 番地 2、佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2478 番地所在の鉄骨造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 建物 3 棟 1 階床面積 1,914.98 m² 2 階床面積 1.166.62 m²
- (24) 佐賀県伊万里市大川内町字五本椿一丙 1956 番地 2、佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2478 番地所在の木造セメント瓦葺平家建 建物 1 棟 床面積 49.68 m²
- (25) 佐賀県伊万里市大川内町字五本椿一丙 1956 番地 2、佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2478 番地所在の鉄骨造陸屋根平家建 機械室 1 棟 床面積 35.10 m²
- (26) 佐賀県伊万里市大川内町字五本椿一丙 1956 番地 2、佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2478 番地所在の木造スレート葺平家建 作業所 1 棟 床面積 33.12 m²
- (27) 佐賀県伊万里市大川内町字五本椿一丙 1956 番地 2、佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2478 番地所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 物置 1 棟 床面積 26.49 m²
- (28) 佐賀県鳥栖市原古賀町字一本柏 1307 番地 3 所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺 2 階建 建物 1 棟 1 階床面積 487.59 m² 2 階床面積 355.54 m²
- (29) 佐賀県佐賀市金立町大字金立字七本杉 1945 番地所在の鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建 建物 1 棟 1 階床面積 200.00 m² 2 階床面積 200.00 m²
- (30) 佐賀県鹿島市大字納富分字藤津甲 188 番地 3・甲 189 番地 6 所在の鉄骨造スレート葺 2 階建 建物 1 棟 1 階床面積 148.45 m² 2 階床面積 39.20 m²
- (31) 佐賀県鹿島市大字高津原字永清寺 1522 番地 1 所在の木造瓦葺平家建 建物 1 棟 床面積 178.02 m²
- (32) 佐賀県佐賀市金立町大字金立字七本杉 1944 番地 1・1945 番地所在の木造瓦葺平家建 建物 1 棟 床面積 201.46 m²
- (33) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字二本黒木甲 2180 番地 1・甲 2182 番地 3・甲 2164 番地 1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 建物 1 棟 床面積 1.547.36 m²

- (34) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字二本黒木甲 2180 番地 1・甲 2182 番地 3・甲 2164 番地 1 所在の木造スレート葺平家建 建物 1 棟 床面積 84.46 m²
- (35) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字二本黒木甲 2164 番地 1・甲 2180 番地 1 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 建物 1 棟 床面積 76.80 m²
- (36) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字二本黒木甲 2164 番地 1・甲 2180 番地 1 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 建物 1 棟 床面積 99.00 m²
- (37) 佐賀県鳥栖市平田町字大平田 3248 番地 2 所在の木造瓦葺 2 階建 建物 1 棟 1 階床面積 118.34 m² 2 階床面積 63.69 m²
- (38) 佐賀県鳥栖市平田町字大平田 3248 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建 物置 1 棟 床面積 16.56 m²
- (39) 佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2404 番地 2 所在の鉄骨造スレート葺平家建 建物 1 棟 床面積 606.80 m²
- (40) 佐賀県鹿島市大字高津原字四本谷 3634 番地 10 所在の木造セメント瓦葺 2 階建 建物 1 棟 1 階床面積 79.31 m² 2 階床面積 25.27 m²
- (41) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字二本黒木 2147 番地所在の 鉄骨造陸屋根 2 階建 建物 1 棟 1 階床面積 1,794.41 m² 2 階床面積 1,049.43 m²
- (42) 佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2404 番地 10・2404 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺 2 階建 建物 1 棟 1 階床面積 2,548.5 m² 2 階床面積 1,646.4 m²
- (43) 佐賀県佐賀市金立町大字金立字七本杉 1945 番地所在の鉄骨瓦葺 2 階建 建物 1 棟 1 階床面積 307.97 m² 2 階床面積 307.97 m²
- (44) 佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2404 番地 23・2404 番地 24 所在の木造合金メッキ鋼板葺平屋建 チョボラ伊万里店建物 1 棟 床面積 292.41 m²
- (45) 佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2404 番地 123 所在の木造板葺 2 階建 建物 1 棟 1 階床面積 154.19 m² 2 階床面積 145.20 m²
- (46) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字高城 甲 1862 番地 1、甲 1858 番地 1、甲 1860 番地 1、甲 1864 番地 1 所在の鉄骨造アルミニウム板葺 2 階建 建物 1 棟、1 階床面積 1,354.96 m² 2 階床面積 973.26 m²
- (47) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1367 番 1 宅地 1 筆 6,229 m²
- (48) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1363 番 2 宅地 1 筆 5,998 m²
- (49) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1376 番 宅地 1 筆 35 m²
- (50) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1369 番 2 山林 1 筆 646 m²
- (51) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1364 番 宅地 1 筆 1,819 m²
- (52) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小城甲 1362 番 山林 1 筆 823 m²
- (53) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字小甫敷甲 1296 番 山林 1 筆 183 m²
- (54) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字内五丁甲 1413 番 宅地 1 筆 101 m²
- (55) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字内五丁甲 1402 番 宅地 1 筆 157 m²

- (56) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字菰牟田甲 2818 番 1 雑種地 1 筆 154 m²
- (57) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字菰牟田甲 2831 番 宅地 1 筆 522 m²
- (58) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字三ヶ崎乙 3923 番 3 雑種地 1 筆 237 m²
- (59) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字三ヶ崎乙 3928 番 雑種地 1 筆 190 m²
- (60) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字三ヶ崎乙 3929 番 1 雑種地 1 筆 156 m²
- (61) 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字三ヶ崎乙 3929 番 2 宅地 1 筆 366.5 m²
- (62) 佐賀県鹿島市古枝字米角甲 1217 番 雑種地 1 筆 717 m²
- (63) 佐賀県鹿島市古枝字米角甲 1227 番 1 雑種地 1 筆 110 m²
- (64) 佐賀県鹿島市大字重ノ木字中川角乙 3100 番 2 宅地 1 筆 653 m²
- (65) 佐賀県鹿島市大字重ノ木字中川角乙 3105 番 1 雑種地 1 筆 60 m²の 2 分の 1
- (66) 佐賀県鹿島市大字重ノ木字中川角乙 3093 番 1 雑種地 1 筆 168 m²の 2 分の 1
- (67) 佐賀県小城市牛津町上砥川字四本松 496 番 5 宅地 1 筆 305.49 m²
- (68) 佐賀県小城市牛津町上砥川字四本松 496 番 7 宅地 1 筆 168.31 m²
- (69) 佐賀県小城市牛津町上砥川字四本松 496 番 25 宅地 1 筆 132.03 m²
- (70) 佐賀県鹿島市大字高津原四本松 5046 番 宅地 1 筆 523.85 m²
- (71) 佐賀県鹿島市大字高津原四本松 5047 番 宅地 1 筆 203.78 m²
- (72) 佐賀県鹿島市大字高津原四本松 5048 番 宅地 1 筆 112.08 m²
- (73) 佐賀県鹿島市大字高津原字永清寺 1522 番 1 雑種地 1 筆 610 m²
- (74) 佐賀県鹿島市大字高津原永清寺 1522 番 11 公衆用道路 1 筆 95 m²
- (75) 佐賀県鹿島市大字納富分字藤津甲 188 番 3 宅地 1 筆 191.17 m²
- (76) 佐賀県鹿島市大字納富分字藤津甲 189 番 6 宅地 1 筆 66.40 m²
- (77) 佐賀県佐賀市金立町大字金立字七本杉 1944 番 1 宅地 1 筆 663.31 m²
- (78) 佐賀県鳥栖市平田町字大平田 3248 番 2 宅地 1 筆 461.76 m²
- (79) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字二本黒木甲 2147 番 宅地 1 筆 10,214.87 m²
- (80) 佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2402 番 2 宅地 1 筆 4,131.23 m²
- (81) 佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2404 番 10 宅地 1 筆 5,408.56 m²
- (82) 佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2404 番 23 宅地 1 筆 902.77 m²
- (83) 佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2404 番 24 宅地 1 筆 281.96 m²
- (84) 佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2404 番 124 山林 1 筆 2,199 m²
- (85) 佐賀県伊万里市立花町字小敷山 2404 番 73 原野 1 筆 2,092 m²
- (86) 佐賀県佐賀市金立町字七本杉 1945 番 宅地 1 筆 2,511.15 m²
- (87) 佐賀県佐賀市金立町字七本杉 1943 番 2 宅地 1 筆 364.41 m²
- (88) 佐賀県鳥栖市原古賀町字一本柏 1307 番 3 宅地 1 筆 1,513.01 m²
- (89) 佐賀県鹿島市大字高津原字四本松 3634 番 10 宅地 1 筆 185.85 m²
- (90) 佐賀県鹿島市大字高津原字四本松 3634 番 2 公衆道路 1 筆 2.41 m²
- (91) 佐賀県鹿島市大字高津原字四本松 3634 番 6 公衆道路 1 筆 0.85 m²

- (92) 佐賀県鹿島市大字高津原字四本松 3634 番 13 公衆道路 1 筆 0.20 m²
- (93) 佐賀県鹿島市大字高津原字四本松 3634 番 3 公衆道路 1 筆 371 m²
- (94) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字高城甲 1832 番 1 雑種地 1 筆 788 m²
- (95) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字高城甲 1858 番 1 宅地 1 筆 758 m²
- (96) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字高城甲 1860 番 1 宅地 1 筆 611 m²
- (97) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字高城甲 1862 番 1 宅地 1 筆 1,517 m²
- (98) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字高城甲 1864 番 1 宅地 1 筆 1,133 m²
- (99) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字高城甲 1864 番 2 宅地 1 筆 291.19 m²
- (100) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字高城甲 1834 番 1 宅地 1 筆 1,653 m²
- (101) 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田字高城甲 1831 番 6 雑種地 1 筆 12 m²

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 39 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、佐賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、佐賀県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

- 第 32 条 この法人の資産は、理事会に定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日ま

で、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就業・生活支援センターの経営
- (2) 居宅介護支援事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 全量買取制の太陽光発電事業
- (2) スポーツクラブ運営の収益に該当する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第 43 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て佐賀県知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、社会福祉法人たちばな会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 45 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	中島 徳太郎
理事	犬尾 文郎
理事	小寺 大圓
理事	織田 光雄
理事	一ノ瀬 市次
理事	武藤 幹男
監事	藤井 智温
監事	西村 邦昭

1. この定款は、昭和 48 年 7 月 3 日から施行する。
2. この定款は、昭和 60 年 3 月 26 日から施行する。
3. この定款は、昭和 62 年 9 月 30 日から施行する。
4. この定款は、平成 2 年 3 月 6 日より施行する。
5. この定款は、平成 3 年 3 月 30 日より施行する。
6. この定款は、平成 6 年 6 月 22 日より施行する。

7. この定款は、平成 10 年 5 月 13 日より施行する。
8. この定款は、平成 11 年 10 月 17 日より施行する。
9. この定款は、平成 13 年 1 月 12 日より施行する。
10. この定款は、平成 14 年 5 月 31 日より施行する。
11. この定款は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
12. この定款は、平成 15 年 10 月 27 日より施行する。
13. この定款は、平成 16 年 5 月 27 日より施行する。
14. この定款は、平成 16 年 10 月 22 日より施行する。
15. この定款は、平成 17 年 3 月 8 日より施行する。
16. この定款は、平成 17 年 11 月 1 日より施行する。
17. この定款は、平成 18 年 2 月 17 日より施行する。
18. この定款は、平成 18 年 9 月 29 日より施行する。
19. この定款は、平成 19 年 3 月 26 日より施行する。
20. この定款は、平成 20 年 1 月 4 日より施行する。
21. この定款は、平成 20 年 7 月 3 日より施行する。
22. この定款は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
23. この定款は、平成 21 年 6 月 30 日より施行する。
24. この定款は、平成 22 年 6 月 3 日より施行する。
25. この定款は、平成 22 年 7 月 22 日より施行する。
26. この定款は、平成 22 年 11 月 10 日より施行する。
27. この定款は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
28. この定款は、平成 23 年 6 月 27 日より施行する。
29. この定款は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
30. この定款は、平成 24 年 5 月 28 日より施行する。
31. この定款は、平成 25 年 1 月 24 日より施行する。
32. この定款は、平成 25 年 4 月 25 日より施行する。
33. この定款は、平成 25 年 12 月 13 日より施行する。
34. この定款は、平成 26 年 6 月 16 日より施行する。
35. この定款は、平成 27 年 8 月 20 日より施行する。
36. この定款は、平成 28 年 11 月 15 日より施行する。
37. この定款は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
(平成 29 年 3 月 9 日佐賀県知事認可)
38. この定款は、平成 29 年 8 月 8 日より施行する。
39. この定款は、平成 30 年 3 月 1 日より施行する。
40. この定款は、令和 2 年 10 月 26 日より施行する。
41. この定款は、令和 3 年 7 月 20 日より施行する。

42. この定款は、令和 5年 4月 1日より施行する。